

## 特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの一部を改正する決定

令和 3 年 月 日  
内閣総理大臣決定

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第 6 章 雑則 （保存及び利用の状況の報告）</p> <p>第 31 条 館は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 館は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。</p> <p>（紛失等への対応）</p> <p><u>第 32 条 館は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 館は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 館は、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するものとする。</u></p>	<p>第 6 章 雑則 （保存及び利用の状況の報告）</p> <p>第 31 条 館は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 館は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。</p> <p><u>[条を加える。]</u></p>

(利用等規則の備付等)

第33条 館は、本規則について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。

(実施規程)

第34条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は館が定める。

《留意事項》

<保存及び利用の状況の報告>

- 法第26条第1項において、館の長は特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告することを義務付けられている。これは、特定歴史公文書等の管理が適切に行われることを、報告を通じて担保するものであり、その内容において改善の必要が著しい場合は、法第31条に定める勧告の規定が適用される可能性もある。
- 報告すべき事項は、以下の各事項の状況が分かるものとするが、内閣府において各館からの報告を一律取りまとめて報告の概要を公表することから、報告事項の詳細は、事前に内閣府が各館に示すものとする。
  - ・移管等受入れの状況
  - ・保存の状況
  - ・利用請求及び処理の状況
  - ・利用決定の状況
  - ・利用の状況
  - ・審査請求の状況
  - ・訴訟の状況
  - ・利用の促進の状況

(利用等規則の備付等)

第32条 館は、本規則について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。

(実施規程)

第33条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は館が定める。

《留意事項》

<保存及び利用の状況の報告>

- 法第26条第1項において、館の長は特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告することを義務付けられている。これは、特定歴史公文書等の管理が適切に行われることを、報告を通じて担保するものであり、その内容において改善の必要が著しい場合は、法第31条に定める勧告の規定が適用される可能性もある。
- 報告すべき事項は、以下の各事項の状況が分かるものとするが、内閣府において各館からの報告を一律取りまとめて報告の概要を公表することから、報告事項の詳細は、事前に内閣府が各館に示すものとする。
  - ・移管等受入れの状況
  - ・保存の状況
  - ・利用請求及び処理の状況
  - ・利用決定の状況
  - ・利用の状況
  - ・審査請求の状況
  - ・訴訟の状況
  - ・利用の促進の状況

- ・廃棄の状況
- ・研修及び講師派遣の状況
- ・その他の取組状況

<特定歴史公文書等の紛失等>

○ 特定歴史公文書等は、法第15条第1項において、法第25条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならないとされている。また、廃棄される場合であっても、劣化が極限まで進展し、判読も修復も不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要でなくなると判断される場合に限ることとされている。このため、廃棄に当たっては、極めて慎重に、かつ、限定的に行われなければならないことは、第29条の留意事項においても指摘しているとおりである。

併せて、法第15条第4項において、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならないとされている。

○ 上記を前提とし、特定歴史公文書等の保存に万全を期す一方で、万一、紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合には、被害の拡大防止や国民の利用請求権への影響を最小限に留める観点から、迅速に対応すべき重大な事態であるため、館は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告することとしている。

○ また、館は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置の内容について、内閣総理大臣に報告することとしている。

○ 併せて、紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった特定歴史公文書等について、国民の利用請求権への影響を最小限に留めるため、目録に正しい情報を掲載する必要がある。このことから、目録に必要な修正の内容について、内閣総理大

- ・廃棄の状況
- ・研修及び講師派遣の状況
- ・その他の取組状況

[加える。]

臣に報告することとしている。

- 目録に必要な修正の内容は、以下のとおりとする。なお、目録に必要な修正は、第32条第3項における公表後、遅滞なく実施するものとする。また、目録の修正又は削除の内容及び理由、修正又は削除実施の年月日を記載した記録についても、目録とは別に作成し、目録に必要な修正の実施と併せて、遅滞なく公表するものとする。

**【紛失又は誤廃棄の場合】**

- ・ 目録から削除することとする。
- ・ なお、目録とは別に、削除の内容及び理由、削除実施の年月日を記載した記録を作成し、公表することとする。

**【目録の重大な誤りの場合】**

- ・ 目録を修正又は削除することとする。
- ・ なお、目録とは別に、修正又は削除の内容及び理由、修正又は削除実施の年月日を記載した記録を作成し、公表することとする。

- 目録の重大な誤りの場合とは、本来目録に記載すべき文書が記載されていない場合や、目録に記載すべきでない文書が誤って記載されている場合、目録の根幹をなす情報に誤りがあった場合（例えば「公文書管理法」と記載すべきところを「公文書館法」と記載していた場合等）を想定している。また、目録に関するその他の誤りについては、館において、適切に修正するものとする。

- なお、移管元の行政機関等（独立行政法人等、法人等及び個人を含む。）において表記の誤りがあった場合であって、館において当該表記のとおり目録に記載した場合には、第32条の規定は適用しないものとする。ただし、この場合であっても、

館において、目録を適切に修正するものとする。

- 館は、講じた措置及び目録の修正の内容について内閣総理大臣に報告した場合には、国民への説明責任を果たす観点から、第32条第3項に基づき、これを公表することとしている。公表に当たっては、少なくとも以下の内容を公表する必要がある。

**【公表内容】**

事案の概要、目録の修正内容、報告書

(報告書には少なくとも以下の事項を記載)

- ・紛失等した特定歴史公文書等の名称及び内容
- ・紛失等が発生した時期（年月日）
- ・紛失等が発生した経緯、事案の内容、被害状況、被害の拡大防止等のために講じた措置、原因等の分析評価及び再発防止策
- ・目録の修正内容

- なお、前述のとおり、目録に必要な修正は、上記の公表後、遅滞なく実施するものとする。

また、前述のとおり、目録とは別に作成する、目録の修正又は削除の内容及び理由、修正又は削除実施の年月日を記載した記録についても、目録に必要な修正の実施と併せて、遅滞なく公表するものとする。

- 内閣総理大臣は、館から上記報告を受けたときは、公文書管理委員会に報告するものとする。

- 各館における特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りの状況については、第31条の保存及び利用の状況の報告事項とする。

○ なお、第 32 条第 3 項における公表後に行った探索等により、紛失又は誤廃棄とされた特定歴史公文書等が発見に至った場合には、目録に必要な修正について、内閣府に報告の上、公表するものとする。また、第 31 条の保存及び利用の状況の報告事項とする。

<実施規程>

- 利用等規則は、あくまで各施設における保存、利用及び廃棄に関する業務全般について基本的な事項を定めたものである。したがって、閲覧室における特定歴史公文書等の取扱いや利用の促進に関する詳細については、それぞれの規定において館が別に定めることとしている。これらのように規則に明示されたもの以外についても、館において詳細な事項を定める必要があると判断した場合は、独自に実施規程を設けることができる。なお、規則の内容と矛盾するような実施規程を定めることは当然、認められない。
- 実施規程については、内容ごとに別々に定める必要はない。例えば、閲覧室における特定歴史公文書等の取扱いや利用の促進に関する詳細規程等を 1 つにまとめた「〇〇館利用細則」を定めて公表し、利用者の便宜を図ることも 1 つの方法である。

<実施規程>

- 利用等規則は、あくまで各施設における保存、利用及び廃棄に関する業務全般について基本的な事項を定めたものである。したがって、閲覧室における特定歴史公文書等の取扱いや利用の促進に関する詳細については、それぞれの規定において館が別に定めることとしている。これらのように規則に明示されたもの以外についても、館において詳細な事項を定める必要があると判断した場合は、独自に実施規程を設けることができる。なお、規則の内容と矛盾するような実施規程を定めることは当然、認められない。
- 実施規程については、内容ごとに別々に定める必要はない。例えば、閲覧室における特定歴史公文書等の取扱いや利用の促進に関する詳細規程等を 1 つにまとめた「〇〇館利用細則」を定めて公表し、利用者の便宜を図ることも 1 つの方法である。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この決定は、令和 3 年 月 日から施行する。